

令和8年2月8日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙

選挙公営の手引

(選挙運動用自動車の使用等)



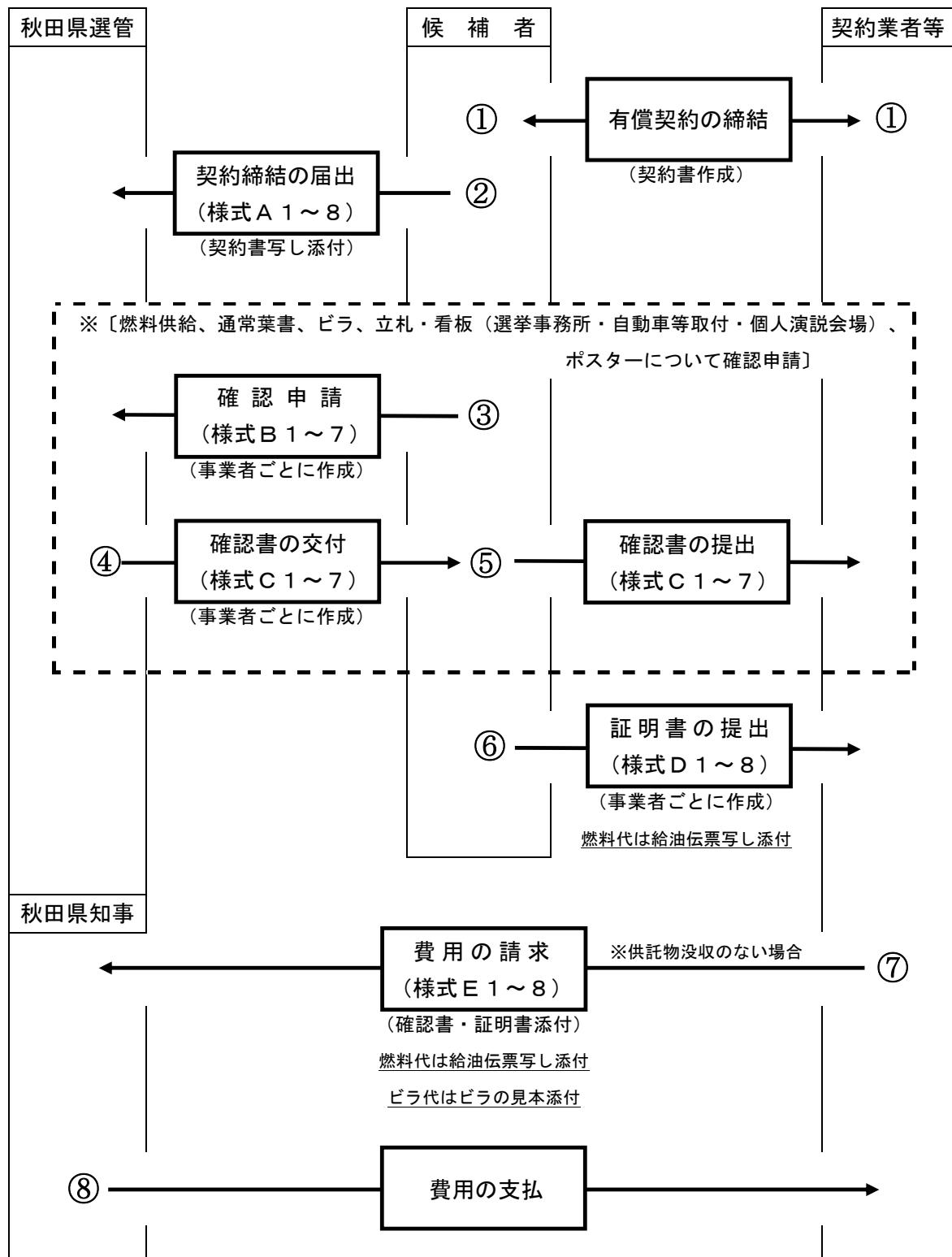
目 次

I 各選挙区における届出等の窓口	1
II 公費負担手続のながれ	2
III 公費負担の対象とその限度額	3
第1 共通する事項	4
1 届出等	4
2 支払方法等	5
第2 個別の手続等	5
1 選挙運動用自動車の使用	5
(1) 一般運送契約の場合	5
(2) その他の契約（自動車・燃料・運転手の個別契約）の場合	6
① 選挙運動用自動車の借入契約	6
② 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約	7
③ 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約	7
(3) (1) の契約とともに (2) の契約をした場合	8
2 通常葉書の作成	8
3 ビラの作成	9
4 選挙事務所用立札・看板の作成	10
5 自動車等取付用立札・看板の作成	10
6 個人演説会場用立札・看板の作成	11
7 ポスターの作成	12
8 政見放送用の録音・録画	13
第3 公費負担に係る様式	14
1 契約届出書関係（様式A）	14
2 確認申請書関係（様式B）	22
3 確認書関係（様式C）	29
4 証明書関係（様式D）	36
5 請求書関係（様式E）	46
6 参考（契約書）	68

I 各選挙区における届出等の窓口

選挙区	窓口の名称	所 在 地
第1区	秋田県選挙管理委員会	秋田市山王四丁目1番1号 秋田県 企画振興部 市町村課 TEL : 018-860-1149
第2区	秋田県選挙管理委員会 北秋田分室	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県 北秋田地域振興局 総務企画部 TEL : 0186-62-1251
第3区	秋田県選挙管理委員会 平鹿分室	横手市旭川一丁目3番41号 秋田県 平鹿地域振興局 総務企画部 TEL : 0182-32-0594

II 公費負担手続のながれ



III 公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象	公費負担の限度額	
1 選挙運動用自動車の使用 (1) 一般運送契約（ハイヤー等） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日については1台に限る)	各日について 64,500 円	(1) の 契 約 又 は (2) の 契 約 を 選 択
(2) その他の契約 ① 自動車借入契約（レンタル） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日については1台に限る)	各日について 16,100 円	
② 燃料供給の契約 選挙運動用自動車（代替車を含む）に供給した燃料の代金	7,700 円 × 選挙運動の日数	
③ 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計額 (同一の日については1人に限る)	各日について 12,500 円	
2 通常葉書の作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額 作成単価：右に示した単価の限度額以内 作成枚数：35,000 枚以内	作成単価：8 円 62 銭	
3 ビラの作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額 作成単価：右に示した単価の限度額以内 作成枚数：70,000 枚以内	作成単価： (ア) 作成枚数が 50,000 枚以下の場合 8 円 38 銭 (イ) 作成枚数が 50,000 枚を超える場合 419,000 円 + 5 円 62 銭 × (作成枚数 - 50,000) 単価 =———— 作成枚数 (1 錢未満の端数は切上げ)	
4 選挙事務所用立札・看板の作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額	作成単価：61,379 円 作成数：3	
5 自動車等取付用立札・看板の作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額	作成単価：58,114 円 作成数：4	
6 個人演説会場用立札・看板の作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額	作成単価：44,403 円 作成数：5	
7 ポスターの作成 作成単価に作成枚数を乗じた金額 作成単価：右に示した単価の限度額以内 作成枚数：ポスター掲示場数 × 2 以内の作成枚数	(ア) 掲示場数が 500 個所以下の場合 316,250 円 + 586 円 88 銭 × (ポスター掲示場数) 単価 =———— ポスター掲示場数 (イ) 掲示場数が 500 個所を超える場合 609,690 円 + 30 円 73 銭 × (ポスター掲示場数 - 500) 単価 =———— ポスター掲示場数 (1 円未満の端数は切上げ)	

8 政見放送用の録音・録画 録音・録画又は複製に要した金額	(ア) 録音又は録画（1種類について） a 録音の場合： 226,000 円 b 録画の場合： 2,873,000 円 (イ) 複製（1本について） a 録音の場合： 2,000 円 b 録画の場合： 34,000 円
---	--

この手引は、候補者及び候補者届出政党の選挙運動の費用の一部を公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明し、併せて届出に必要な様式等を掲載したものです。

なお、第1区以外の選挙区にあっては、「県選管」は「県選管分室」と、「県」は「県選管分室のある地域振興局」と読み替えてください。

第1 共通する事項

1 届出等

公費負担の適用を受けようとする候補者が、秋田県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）にその旨の届出をするときは、次の点に留意してください。

(1) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

(2) 契約書を作成すること

(1) の有償契約をしたときは、当該契約に関する書類（以下「契約書等」という。）を作成してください。公費負担を受けるために届出をする場合は、次の(3)により、添付書類として契約書等の写しが必要となります（契約書の見本は、68ページ以降に掲載。）。

(注) 添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込み等の意思及び当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思、契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間等）、契約数（燃料供給量、印刷枚数等）、契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

(3) 県選管に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、直ちに、定められた様式の契約届出書により県選管に届け出してください。この場合、(2)により、契約書等の写しを添付してください。

なお、同種の契約であっても異なる業者等と契約した場合は、異なる業者等別に届出をすることになっていますので、同種の契約をするときは、同一業者等と契約するのが便利です。

(注) 契約の届出は、立候補届出前に契約した場合にあっては立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約した場合にあっては契約締結後直ちに行ってください。

(4) 契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後述する「第2 個別の手続等」を参照の上、業者等の選定をしてください。

(5) 届出書等の様式が定まっていること

候補者が県選管及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が県に提出する支払の請求書等は、全て様式が定められています。後述する「第2 個別の手続等」の説明に従って、県選管が作成交付した様式を使用してください。

2 支払方法等

支払方法等については、次のことに留意してください。

(1) 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等をしていても選挙の結果、公職選挙法（以下「法」という。）第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは対象から除かれます（政見放送用の録音・録画については、供託物が没収されることになっても対象となります。）。

(2) 業者等に直接支払われること

県からの支払は、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。

なお、業者等が県に対し請求できる時期（政見放送用の録音・録画を除く。）は、選挙期日後供託物没収関係が確定した日（選挙の効力又は当選の効力について異議の申出がない場合は選挙会から30日を経過した日（令和8年3月16日）以後となっていますので、契約のときにこの旨を業者等に説明してください。

(3) 公費負担は一定の限度額以内であること

公費で負担する額は、それぞれについて一定の限度額が定められています。したがって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については候補者の負担となります。

なお、それぞれの限度額については、次の「第2 個別の手続等」の各項で説明します。

第2 個別の手続等

1 選挙運動用自動車の使用

法第141条第1項の規定による選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって、次のとおり区分して定められています。

(1) 一般運送契約の場合

一般運送契約とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者として国土交通大臣から許可を受けている業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）と契約する場合で、選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。一般的にはタクシー、ハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送事業者に限られます。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式A1）及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。
- (ウ) 使用期間の終了後は、この契約をした業者等に「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式D1の1）を提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額（その金額が64,500円を超える場合には、64,500円が当該日の限度額）の合計額です。
- (イ) 当該業者等が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）（一括）」（様式E1の4）及び「請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）（別紙）」に、前記イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式D1の1）を添付の上、提出してください。

（2）その他の契約（自動車・燃料・運転手の個別契約）の場合

① 選挙運動用自動車の借入契約

前記（1）と異なり、選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をした場合に、その借用料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 業者等の制限

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としないものであっても差し支えありません。したがって、自家用自動車を国土交通大臣（運輸大臣）の許可を受けた自家用自動車有償貸渡業者、いわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業務を業としない知人等と契約した場合においては、当該知人等が当該候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担適用の対象となりません。

イ 届出等の手続

- (ア) この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式A1）及び契約書等の写しが必要です。
- (イ) 公費負担の対象となる台数は1日につき1台です。したがって、同一の日において2台以上の使用の契約をしたときは、候補者はいずれか1台を指定してください。
- (ウ) 使用期間の終了後は、この契約をした業者等に「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式D1の1）を提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対して支払うべき金額（その金額が16,100円を超える場合には、16,100円が当該日の限度額）の合計額です。

- (イ) 当該業者等が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）（自動車の借入れ）」（様式E 1の1）及び「請求内訳書（自動車の借入れ）」（別紙）に、前記イの(ウ)により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」（様式D 1の1）を添付の上、提出してください。
- ② 選挙運動用自動車に使用する燃料の供給契約
- 選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をした場合に、その燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。
- ア 業者等の制限
- 前記（2）の①のアと同様です。
- イ 届出等の手続
- (ア) この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式A 1）及び契約書等の写しが必要です。
- なお、前記「第1 共通する手続等」の「1 届出等」の（3）にも記載していますが、例えば毎日異なる燃料供給業者等と供給契約をした場合は、その都度届出等の手續をすることになりますので、可能な限りあらかじめまとめて契約すると便利です。
- (イ) 県選管に(ア)の届出をした後、その業者等から燃料の供給を受けた場合は、更に「自動車燃料代確認申請書」（様式B 1）を県選管に提出し、供給を受けた当該燃料が次項ウに記載する公費負担の限度額以内である旨の「自動車燃料代確認書」（様式C 1）の交付を受けてください。
- (ウ) 県選管から前記「自動車燃料代確認書」（様式C 1）の交付を受けたときは、この契約をした業者等に、この確認書及び「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（様式D 1の2）とともに、当該業者等から給油の際に受領した伝票（給油の日付、自動車のナンバー、燃料の供給量及び金額が記載されたもの（以下「給油伝票」という。）の写しを併せて提出してください。
- なお、公費負担の対象となる燃料代は、選挙運動期間（令和8年1月27日から令和8年2月7日までの12日間）に給油された燃料に係るもののみで、これ以外の期間に給油された燃料代は対象なりません。
- ウ 公費負担限度額及び支払請求
- (ア) この契約によった場合に公費で負担する額は、7,700円に当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、かつ前記イの(イ)により県選管が確認した金額です。
- (イ) 当該業者等が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）（燃料代）」（様式E 1の2）及び「請求内訳書（燃料代）」（別紙）に、前記イの(ウ)により候補者から提出を受けた「自動車燃料代確認書」（様式C 1）及び「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」（様式D 1の2）及び給油伝票の写しを添付の上、提出してください。
- ③ 選挙運動用自動車に使用する運転手雇用契約
- 選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約をした場合に、その雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

ア 運転手の制限

前記（2）の①のアと同様です。

イ 届出等の手続

（ア）この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（様式A1）及び契約書等の写しが必要です。

（イ）公費負担の対象となる人数は1日につき1人です。したがって、同一の日ににおいて2人以上の運転手と雇用契約をしたときは、候補者はいずれか1人を指定してください。

（ウ）運転期間の終了後は、この契約をした運転手に「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（様式D1の3）を提出してください。

ウ 公費負担限度額及び支払請求

（ア）この契約によった場合に公費で負担する額は、選挙運動用自動車の運転手として、運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（その報酬の額が12,500円を超える場合には12,500円が当該日の限度額）の合計額です。

（イ）当該運転手が県に支払請求するときは、「請求書（選挙運動用自動車の使用）（運転手）」（様式E1の3）及び「請求内訳書（運転手）」（別紙）に、前記イの（ウ）により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」（様式D1の3）を添付の上、提出してください。

（3）（1）の契約とともに（2）の契約をした場合

同一の日に（1）の一般運送契約を締結するとともに、（2）の①の自動車の借り入れ、②の燃料の供給又は③の運転手の雇用の契約をも締結した場合（例えば、ハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合）には、候補者が指定するいずれか一の契約が公費負担の対象となります。

2 通常葉書の作成

法第142条第1項第1号の規定による通常葉書の作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

契約する業者等は、通常葉書の作成を業とする業者に限られます。

（2）届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「通常葉書作成契約届出書」（様式A2）及び契約書等の写しが必要です。

イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成した通常葉書の納品を受けた場合は、更に「通常葉書作成枚数確認申請書」（様式B2）を県選管に提出し、作成した通常葉書の枚数が公費負担の限度枚数（35,000枚）の範囲内である旨の「通常葉書作成枚数確認書」（様式C2）の交付を受けてください。

ウ 県選管からイの「通常葉書作成枚数確認書」（様式C2）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「通常葉書作成証明書」（様式D2）を

併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア 通常葉書作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成された通常葉書の1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額です。

(ア) 作成限度枚数 = 35, 000枚

(イ) 単価 = 8円62銭

(ウ) 限度額（円） = 単価×確認された作成枚数（1円未満の端数は切捨て）

イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（通常葉書の作成）」（様式E2）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「通常葉書作成枚数確認書」（様式C2）及び「通常葉書作成証明書」（様式D2）を添付の上、提出してください。

3 ビラの作成

法第142条第1項第1号の規定によるビラの作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「ビラ作成契約届出書」（様式A3）及び契約書等の写しが必要です。

イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成したビラの納品を受けた場合は、更に「ビラ作成枚数確認申請書」（様式B3）を県選管に提出し、作成したビラの枚数が公費負担の限度枚数（70, 000枚）の範囲内である旨の「ビラ作成枚数確認書」（様式C3）の交付を受けてください。

ウ 県選管からイの「ビラ作成枚数確認書」（様式C3）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「ビラ作成証明書」（様式D3）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア ビラ作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額です。

(ア) 作成枚数が50, 000枚以下の場合

単価 = 8円38銭

(イ) 作成枚数が50, 000枚を超える場合

419, 000円+5円62銭×(作成枚数-50, 000)
単価 =
$$\frac{419, 000 + 5\text{円}62\text{銭} \times (\text{作成枚数}-50, 000)}{\text{作成枚数}}$$
 (1銭未満の端数は切上げ)

(ウ) 限度額（円） = 単価×確認された作成枚数（1円未満の端数は切捨て）

イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（ビラの作成）」（様式E3）、

「請求内訳書」（別紙）及び作成したビラの見本（2種類の場合は各1枚）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「ビラ作成枚数確認書」（様式C3）及び「ビラ作成証明書」（様式D3）を添付の上、提出してください。

4 選挙事務所用立札・看板の作成

法第143条第1項第1号の規定による選挙事務所用立札・看板の作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

契約する業者等は、立札・看板の作成を業とする業者に限られます。

（2）届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「選挙事務所用立札・看板作成契約届出書」（様式A4）及び契約書等の写しが必要です。

イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成した選挙事務所用立札・看板の納品を受けた場合は、更に「選挙事務所用立札・看板作成枚数確認申請書」（様式B4）を県選管に提出し、作成した選挙事務所用立札・看板の数が公費負担の限度数（3）の範囲内である旨の「選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書」（様式C4）の交付を受けてください。

ウ 県選管から前記「選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書」（様式C4）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「選挙事務所用立札・看板作成証明書」（様式D4）を併せて提出してください。

（3）公費負担の限度額及び支払請求

ア 選挙事務所用立札・看板作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成された立札・看板の1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成数（確認数）を乗じた金額です。

（ア）単価の限度額（円） = 61,379円

（イ）限度額（円） = 単価（円）×確認された作成数

イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（選挙事務所用立札・看板の作成）」（様式E4）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書」（様式C4）及び「選挙事務所用立札・看板作成証明書」（様式D4）を添付の上、提出してください。

5 自動車等取付用立札・看板の作成

法第143条第1項第2号の規定による自動車等取付用立札・看板の作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

（1）業者等の制限

契約する業者等は、立札・看板の作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

- ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「自動車等取付用立札・看板作成契約届出書」（様式A5）及び契約書等の写しが必要です。
- イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成した自動車等取付用立札・看板の納品を受けた場合は、更に「自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書」（様式B5）を県選管に提出し、作成した自動車等取付用立札・看板の数が公費負担の限度数（4）の範囲内である旨の「自動車等取付用立札・看板作成数確認書」（様式C5）の交付を受けてください。
- ウ 県選管から前記「自動車等取付用立札・看板作成数確認書」（様式C5）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「自動車等取付用立札・看板作成証明書」（様式D5）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

- ア 自動車等取付用立札・看板作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成された立札・看板の1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成数（確認数）を乗じた金額です。
 - （ア） 単価の限度額（円） = 58,114円
 - （イ） 限度額（円） = 単価（円）×確認された作成数
- イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（自動車等取付用立札・看板の作成）」（様式E5）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「自動車等取付用立札・看板作成数確認書」（様式C5）及び「自動車等取付用立札・看板作成証明書」（様式D5）を添付の上、提出してください。

6 個人演説会場用立札・看板の作成

法第164条の2第2項の規定による個人演説会場用立札・看板の作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、立札・看板の作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

- ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「個人演説会場用立札・看板作成契約届出書」（様式A6）及び契約書等の写しが必要です。
- イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成した個人演説会場用立札・看板の納品を受けた場合は、更に「個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書」（様式B6）を県選管に提出し、作成した個人演説会場用立札・看板の数が公費負担の限度数（5）の範囲内である旨の「個人演説会場用立札・看板作成数確認書」（様式C6）の交付を受けてください。
- ウ 県選管から前記「個人演説会場用立札・看板作成数確認書」（様式C6）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「個人演説会場用立札・看板作成証明書」（様式D6）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア 個人演説会場用立札・看板作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成された立札・看板の1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成数（確認数）を乗じた金額です。

(ア) 単価の限度額（円） = 44,403円

(イ) 限度額（円） = 単価（円）×確認された作成数

イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（個人演説会場用立札・看板の作成）」（様式E6）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「個人演説会場用立札・看板作成数確認書」（様式C6）及び「個人演説会場用立札・看板作成証明書」（様式D6）を添付の上、提出してください。

7 ポスターの作成

法第143条第1項第4号の3の規定による個人演説会告知用ポスター及び同条同項第5号の規定による選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、ポスターの作成を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

ア この契約を締結した候補者が県選管に提出する書類としては、「ポスター作成契約届出書」（様式A7）及び契約書等の写しが必要です。

イ 県選管にアの届出をした後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、更に「ポスター作成枚数確認申請書」（様式B7）を県選管に提出し、作成したポスターの枚数が公費負担の限度枚数（ポスター掲示場数×2）の範囲内である旨の「ポスター作成枚数確認書」（様式C7）の交付を受けてください。

（注） 上記のポスターの作成枚数の確認に当たっては、選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターをそれぞれ別に作成した場合は両ポスターの合計枚数で、両ポスターを1枚の紙に合わせて作成した場合は、当該合わせて作成されたポスターの枚数で確認を行います。

ウ 県選管から前記「ポスター作成枚数確認書」（様式C7）の交付を受けたときは、契約した業者に、この確認書とともに「ポスター作成証明書」（様式D7）を併せて提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（限度額あり）に作成枚数（確認枚数）を乗じた金額です。

(ア) 掲示場数が500箇所以下の場合

$$\text{単価の限度額} = \frac{316,250\text{円}+586\text{円}88\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (\text{1銭未満の端数は切上げ})$$

(イ) 掲示場数が500箇所を超える場合

$$\text{単価の限度額} = \frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$

$$\text{限度額 (円)} = \text{単価 (円)} \times \text{確認された作成枚数}$$

- イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（ポスターの作成）」（様式E 7）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「ポスター作成枚数確認書」（様式C 7）及び「ポスター作成証明書」（様式D 7）を添付の上、提出してください。

8 政見放送用の録音・録画

法第150条第2項の規定による政見放送用の録音・録画に関する公費負担の適用は、次のとおり定められています。

(1) 業者等の制限

契約する業者等は、録音又は録画を業とする業者に限られます。

(2) 届出等の手続

- ア この契約を締結した候補者届出政党が県選管に提出する書類としては、「政見放送用の録音・録画の契約届出書」（様式A 8）及び契約書等の写しが必要です。
- イ 公費負担の対象となる政見の録音又は録画は、日本放送協会又は基幹放送事業者において放送されたものです。ただし、公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかったものは対象となります。
- ウ 県選管に前記アの届出をしたときは、契約した業者に「政見放送用録音・録画証明書」（様式D 8）を提出してください。

(3) 公費負担の限度額及び支払請求

ア 政見放送の録音・録画に係る公費負担の限度額は、次の金額です。

(ア) 録音又は録画に要した金額

a 録音の場合	: 1種類について	226,000円
b 録画の場合	: 1種類について	2,873,000円

(イ) 複製に要した金額

a 録音の場合	: 複製1本について	2,000円
b 録画の場合	: 複製1本について	34,000円

- イ 当該業者が県に支払請求するときは、「請求書（政見放送用の録音・録画）」（様式E 8）及び「請求内訳書」（別紙）に、前記（2）のウにより候補者から提出を受けた「政見放送用録音・録画証明書」（様式D 8）を添付の上、提出してください。

- ウ 録音・録画1種類が2つ以上の都道府県において放送された場合には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画1種類の契約単価を届け出たいずれか1つの都道府県にのみ支払を請求することができます。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
		自 至	円	
		自 至	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借 入 れ			自 至	円	
			自 至	円	
運転手の 雇 用			自 至	円	
			自 至	円	
燃 料 代				円	
				円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」については、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

通常葉書作成契約届出書

次のとおり通常葉書の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式A4)

選挙事務所用立札・看板作成契約届出書

次のとおり選挙事務所用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
			円	
			円	
			円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成契約届出書

次のとおり自動車等取付用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
			円	
			円	
			円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札・看板作成契約届出書

次のとおり個人演説会場用立札・看板の作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約数	作成契約金額	
			円	
			円	
			円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	
		枚	円	
		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

政見放送用の録音・録画の契約届出書

次のとおり政見放送用の録音・録画の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）

候補者届出政党名

本部の所在地

代表者氏名

項目 区分	契 約 年月日	契約の相手方の氏名 又は名称及び住所並 びに法人にあっては その代表者の氏名	契 約 内 容				備考
			録音・ 録画の 種類	録音・録画 一種類の契 約単価	複製数	複製契約 金額	
政見放送 の 録 音	令和 年 月 日						
政見放送 の 録 画	令和 年 月 日						
令和 年 月 日							
令和 年 月 日							

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 「契約内容」欄の「録音・録画の種類」には、契約の相手方ごとに、全国を通じて1から始まる番号を記載してください。
- 3 二以上の都道府県において同一種類の録音・録画を提出した場合には、「契約内容」欄の「録音・録画一種類の契約単価」は、いずれか一の都道府県選挙管理委員会に対する契約届出書にのみ記載してください。
- 4 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式B 1)

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認申請金額 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(様式B 2)

通常葉書作成枚数確認申請書

次の通常葉書作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、通常葉書作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、通常葉書作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他の通常葉書作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙事務所用立札・看板作成数確認申請書

次の選挙事務所用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数 _____

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙事務所用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車等取付用立札・看板作成数確認申請書

次の自動車等取付用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、自動車等取付用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

個人演説会場用立札・看板作成数確認申請書

次の個人演説会場用立札・看板作成数につき、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請数

区分	作成数	左のうち確認済又は確認申請数
前回までの累積数(a)		
今回の数(b)		
計 (a)+(b)		
備考		

備考

- 1 この申請書は、立札・看板作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- 2 この申請書は、個人演説会場用立札・看板作成数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積数」には、他の立札・看板作成業者によって作成された数をも含めて記載してください。
- 4 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田 勝美

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

1 契約年月日 令和 年 月 日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から県に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号一

自動車燃料代確認書

公職選挙法施行令第109条の4第2項第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

通常葉書作成枚数確認書

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、次の通常葉書作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、通常葉書作成枚数について確認を受けた候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した通常葉書作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、通常葉書作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

ビ ラ 作 成 枚 数 確 認 書

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、公職選挙法第142条第1項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備 考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

選挙事務所用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、次の選挙事務所用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和　　年　　月　　日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和　　年　　月　　日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第　　区

2 候補者の氏名

3 確認数

備考

- 1 この確認書は、選挙事務所用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

自動車等取付用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の自動車等取付用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 確 認 数

備 考

- 1 この確認書は、自動車等取付用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

個人演説会場用立札・看板作成数確認書

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、次の個人演説会場用立札・看板作成数は、同項に定める数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 確 認 数

備 考

- 1 この確認書は、個人演説会場用立札・看板作成数について確認を受けた候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した立札・看板作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。

確認番号一

ポスター作成枚数確認書

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同項に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美 印

1 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

(様式D 1の1)

選舉運動用自動車使用證明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日 執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

備 考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円
 - 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

(様式D 1の2)

選舉運動用自動車使用證明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日 執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
 - 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
 - 4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
 - 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
 - 6 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
候補者氏名

運転手の氏名及び住所			
雇 用 年 月 日		報 酉 の 額	備 考
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

通常葉書作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、通常葉書作成業者ごとに別々に作成し、候補者から通常葉書作成業者に提出してください。
- 2 通常葉書作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、通常葉書作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚 数
35, 000枚以内
 - (2) 限度額
$$8 \text{ 円 } 6 \text{ 2 錢 (単価)} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

ビ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

70,000枚以内

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000枚以下の場合

$$8 \text{ 円 } 38 \text{ 錢 (\text{単価})} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

ロ 確認された作成枚数が 50,000枚を超える場合

$$419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 錢} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$$

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 錢} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 錢未満の端数は切上げ})$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
3 以内
 - (2) 限度額
6 1, 3 7 9 円×確認された作成数

自動車等取付用立札・看板作成証明書

次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
4 以内
 - (2) 限度額
5 8, 1 1 4 円×確認された作成数

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

立札・看板作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 数	
作 成 金 額	円
備 考	

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、立札・看板作成業者ごとに別々に作成し、候補者から立札・看板作成業者に提出してください。
- 2 立札・看板作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、立札・看板作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる作成数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 作成数
5 以内
 - (2) 限度額
44, 403円×確認された作成数

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

候補者氏名

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚以内

(2) 限度額

イ掲示場数が500箇所以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$

単価×確認された作成枚数 = 限度額

ロ掲示場数が500箇所を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$

単価×確認された作成枚数 = 限度額

政見放送用録音・録画証明書

次のとおり政見放送用に録音又は録画したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）

候補者届出政党名

本部の所在地

代表者氏名

録 音 又 は 録 画 の 区 分 (該当する方の番号に○をしてください。)		1 録音の場合	2 録画の場合
録音・録画業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	住 所 氏名又は名称 代表者 氏名		
録音・録画の種類	録音・録画一種類の単価	複 製 数	複 製 金 額
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
備 考			

備 考

- 1 この証明書は、録音又は録画の実績に基づいて、録音・録画業者ごと（同一業者が録音及び録画をともにする場合には、録音の場合と録画の場合を別葉にして）かつ都道府県ごとに別々に作成し、候補者届出政党から録音・録画業者に提出してください。
- 2 この証明書には、候補者届出政党が日本放送協会又は基幹放送事業者に提出した政見放送用録音・録画について記載してください。
- 3 録音・録画業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 「録音・録画の種類」欄には、契約届出書に記載した番号と同一の番号を記載してください。
- 5 公費負担の限度額は、録音・録画一種類及び複製一本につき、次の金額です。

(1) 録音又は録画に要した金額	ア 録音の場合	一種類につき	226,000 円
	イ 録画の場合	一種類につき	2,873,000 円
(2) 複製に要した金額	ア 録音の場合	複製一本につき	2,000 円
	イ 録画の場合	複製一本につき	34,000 円
- 6 日本放送協会及び基幹放送事業者において放送されなかった録音・録画（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつたものを除く。）に係る金額については、県に支払を請求することはできません。
- 7 録音・録画一種類が二以上の都道府県において放送された場合（公職選挙法第151条の2第2項又は第3項の規定により放送されなかつた場合を含む。）には、録音又は録画に要する金額については、候補者届出政党が録音・録画一種類の契約単価を届け出た一の都道府県にのみ支払を請求することができますので、その届け出た都道府県に関する証明書にのみ記載してください。

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用) (自動車の借入れ)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日
 秋田県知事 鈴木 健太

住 所
 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

- 1 請求金額 _____ 円
 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
 3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
 4 候補者の氏名 _____

- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書（自動車の借入れ）

使用年月日	借入金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
令和 年 月 日	円	16,100 円	円	
計			円	

備 考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (燃料代)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____
氏 名 _____
電 話 番 号 _____
メーラアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書、自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書(燃料代)

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
令和 年 月 日		(円) × (リットル) 円			
計			円	円	円

備 考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいづれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「販売金額(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (運転手)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書 (運 転 手)

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
令和 年 月 日	円	12,500円	円	
計				円

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用) (一括)

公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____()_____

1 請求金額 _____円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メーラアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額（イ）	基準限度額（ロ）	請求金額	備 考
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
令和 年 月 日	円	64,500 円	円	
計			円	

備 考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

請 求 書
(通常葉書の作成)

公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____()_____

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メ ル ア ド レ ス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した通常葉書作成枚数確認書及び通常葉書作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	枚 数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	枚 数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	枚 数 H	金 額 $G \times H = I$	
円	枚	円 8.62	円	枚	円	円	枚	円	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書
(ビ ラ の 作 成)

公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____()_____

- 1 請求金額 _____円
 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
 3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区
 4 候補者の氏名 _____
 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 番 号 _____
 メールアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 価 A	枚 数 B	金 額 $A \times B = C$	単 価 D	枚 数 E	金 額 $D \times E = F$	単 価 G	枚 数 H	金 額 $G \times H = I$	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備 考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 8 円 3 8 錢
 - (2) 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合
$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円 } 62 \text{ 錢} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \quad (1 \text{ 錢未満の端数は切上げ})$$
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(選挙事務所用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙事務所用立札・看板作成枚数確認書及び選挙事務所用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 價 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 價 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 價 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円		円 61,379	円		円	円		円	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請 求 書

(自動車等取付用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メーラアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した自動車等取付用立札・看板作成枚数確認書及び自動車等取付用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 價 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 價 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 價 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円		円 58,114	円		円	円		円	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請 求 書

(個人演説会場用立札・看板の作成)

公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____()_____

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メーラアドレス _____

備 考

- この請求書は、候補者から受領した個人演説会場用立札・看板作成枚数確認書及び個人演説会場用立札・看板作成証明書とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単 價 A	数 B	金 額 $A \times B = C$	単 價 D	数 E	金 額 $D \times E = F$	単 價 G	数 H	金 額 $G \times H = I$	
円		円 44,403	円		円	円		円	

備 考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の数を記載してください。

請 求 書

(ポスターの作成)

公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区

4 候補者の氏名 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請 求 内 訳 書

選挙区 におけるポス ター掲 示場数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 A	枚 数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚 数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚 数 H	金 額 G×H=I	
か所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備 考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

(ア) 掲示場数が 500箇所以下の場合

$$\frac{316,250 \text{ 円} + 586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

(イ) 掲示場数が 500箇所を超える場合

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (\text{1円未満の端数は切上げ})$$

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

請 求 書

(政見放送用の録音・録画)

公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

秋田県知事 鈴木 健太

住 所
氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)

電話番号 _____ () _____

1 請求金額 _____ 円

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和 年 月 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙(秋田県)

4 候補者届出政党の名称 _____

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

摘要 責任者及び担当者並びに連絡先

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

メーラアドレス _____

備考

- この請求書は、候補者届出政党から受領した政見放送用録音・録画証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(別 紙)

請求内訳書

(1) 録音の場合

録音の種類	録音単価 (A) (円)	録音基準 限度額 (B) (円)	複製 数	複製金額 (C) (円)	複製基準 限度額 (D) (円)	請求金額			備考
						録音に要した金額 (E) (円)	複製に要した金額 (F) (円)	計 (E)+(F)= (G) (円)	
計									

備 考

- 1 「録音の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

(2) 録画の場合

録画の種類	録画単価 (A) (円)	録画基準 限度額 (B) (円)	複製 数	複製金額 (C) (円)	複製基準 限度額 (D) (円)	請求金額			備考
						録画に要した金額 (E) (円)	複製に要した金額 (F) (円)	計 (E)+(F)= (G) (円)	
計									

備 考

- 1 「録画の種類」欄には、録音・録画証明書の「録音・録画の種類」欄に記載された番号と同一の番号を記載してください。
- 2 (D)欄には、総務大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として複製数に応じて定める金額を記載してください。
- 3 (E)欄には、(A)欄と(B)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (F)欄には、(C)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

車 輛 貸 借 契 約 書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。) と、 (以下「乙」という。) は、甲が選挙運動
に使用する自動車の借入れについて、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号又は車両番号

3 台 数 1台

4 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 円

内訳 1日 円× 日間

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車輌の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する自動車への燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 供給場所 所在地
名 称

3 供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

4 燃料の種類及び単価 (1 ヶ当 円)

5 燃料供給量 ヶ以内で甲が必要とする量

6 燃料供給金額 円以内で供給した燃料相当額

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

自動車運転契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が使用する
選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (日間)
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2 契約金額 円 (1日につき 円)

3 運転する自動車の登録番号又は車両番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

氏 名 印

運送契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に定める選挙運動のために使用。

2 車種及び登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで (日間)

5 契約金額 円

内訳 1日 円× 日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

選挙運動用通常葉書作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条に定める通常葉書

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価1枚 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の7第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

選挙運動用ビラ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。) と、 (以下「乙」という。) は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価1枚 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の8において準用する第109条の7第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

選挙事務所用立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。) と、 (以下「乙」という。) は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙事務所用立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円 (単価 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

自動車等取付用立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条に定める自動車等取付用立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円(単価) 円 錢)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

個人演説会場用立札・看板作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第164条の2に定める個人演説会場用立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円(単価) 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第125条の3において準用する第110条の2第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

選挙運動用ポスター作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する物件の作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価1枚 円 銭)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の4第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当し、秋田県に請求することができないときは、乙は甲に対し請求するものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙秋田県第 区候補者
住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印

政見放送用録音・録画テープ作成契約書

衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）候補者届出政党 (以下「甲」)
という。)と、 (以下「乙」という。)は、甲が選挙運動
のために使用する政見放送用の録音・録画テープの作成について、次のとおり契約を締結す
る。

1 品 名 公職選挙法第150条に定める政見放送用録音・録画テープ

2 数 量	録音テープ	本	複製	本
	録画テープ	本	複製	本

3 契約金額 円

内訳

録音テープ	円	複製	円
録画テープ	円	複製	円

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第111条の5第2項の規定に基づき、秋田県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならぬ。

なお、乙が秋田県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

令和 年 月 日

甲 衆議院小選挙区選出議員選挙（秋田県）候補者届出政党

候補者届出政党名

本部の所在地

代表者 氏名 印

乙 住 所

名 称 印

代表者 印